

消費生活

No. 143

令和5年1月31日

編集発行 成田市消費生活センター ☎0476-23-1161 成田市花崎町760 市役所2階



- ◆令和4年10月1日から
海外からの模倣品流入規制が強化されました。
- ◆令和5年度の「成田市消費生活モニター」を
募集します。



なりた知っ得出前講座を
開催しました!



12月19日(月)に千葉県立下総高等学校の全校生徒を対象とした、なりた知っ得出前講座を開催しました。成田市消費生活センターの相談員が、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い変更になった点や、契約・解約する際に注意するポイントのほか、若者に多い消費者トラブルなどについて説明しました。

令和4年
10月1日から



海外からの 模倣品流入規制が 強化されました。

令和4年10月1日に改正商標法、意匠法及び関税法が施行されました。これにより海外の事業者が郵送等により日本国内に持ち込む模倣品が「輸入してはならない貨物」として税関による没収の対象となりました。

改正法施行前は、国内事業者が模倣品を輸入する行為が規制されていましたが、個人使用目的で輸入される模倣品は税関による取り締まりの対象外でした。

しかし、改正法施行後は海外の事業者が郵送等により模倣品を国内に持ち込む行為が権利侵害行為となることが明確化され、規制されることになりました。

このため、個人使用目的であっても税関の取り締まりの対象となりました。

消費者がインターネット通販で商品を購入し、海外から商品が直接送付されてくる場合も取り締まりの対象となります。

税関で模倣品の疑いがある物品が発見されると、税関で模倣品であるかどうか判断するために「認定手続」が開始され、消費者には税関から「認定手続開始通知書」が届きます。模倣品と認定されるとその商品は税関に没収され、消費者の手元には届きません。

没収の対象となった場合でも、消費者(個人輸入者)に罰則はありません。

※輸入者に事業性があれば、10年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはこれを併科

没収された模倣品の購入代金について、税関による補償制度はありません。

税関で認定手続が開始されなかったことをもって、税関が正規品であると判断したということにはなりません。



◆模倣品トラブル こんな時はどうする?◆

Q1.....

税関から認定手続開始通知書が届いた。代金を支払ったのに商品は手元に届かないのか。どうしたらよいか。

A1 税関のホームページに認定手続きについて記載されています。消費者が税関に対して証拠や意見を提出しなければ、模倣品と認定される可能性が高くなります。模倣品と認定された場合は、商品は税関で没収されます。



Q2.....

注文品は模倣品として税関に没収された。模倣品を注文したわけではないので購入代金を返金してほしい。

A2 税関による補償制度はありません。日本の税関により模倣品と認定されたことを示す書類を根拠に、事業者と交渉しましょう。しかし、模倣品販売をする事業者は連絡が取れなかったり、対応しない場合が多いと考えられます。

事業者の対応が得られない場合は、支払い方法によって対応が異なります。

①クレジットカード払いの場合

→カード会社に事情を説明して相談します。

②国内の銀行口座に振り込んで支払った場合

→警察に相談するとともに振り込み詐欺救済法に基づき、当該銀行に申し出ることで、被害の一部が救済される場合があります。



Q3.....

詐欺・模倣品サイトかどうかを判断するポイントはあるのか。

A3 サイトに以下の特徴がある場合は、事業者が悪意を持って販売を行っている可能性があります。

- サイトのURL表記が、ブランドの正式な英語表記と少しだけ異なる。
- サイト上に事業者の名称、住所、電話番号が明確に表記されていない、または虚偽の住所を記載している。
- 問い合わせのメールアドレスがフリーメール
- サイト内の日本語が正しく表記されていない
- ブランド、メーカー品で価格が通常より安い
- 市場では希少なものがこのサイトだけ入手可能となっている
- 商品が到着しない、または注文したのとは異なる商品が到着し、交換・返金に応じてもらえない
- 事業者と連絡が取れない
- 支払い方法が銀行振り込みに限定されている。(クレジットカードの利用ができるとサイトに表示されていても、後から銀行振り込みを指定される場合もある。)



Q4

トラブルにあってしまったらどうすればいいか。

A4 国内の事業者であれば居住地の消費生活センターに相談しましょう。

海外の事業者であれば、国民生活センター越境消費者センター（CCJ）に相談することができます。CCJのホームページ上では同様の相談事例について紹介しています。ご自身での解決が難しく相談を希望する場合は相談受付フォームから相談することができます。



令和5年度の

「成田市消費生活モニター」を募集します。

消費生活モニターは、消費生活に関する講義や意見交換を中心とする勉強会（毎月1回程度）などを行い、賢い消費者になることを目指すものです。また、地域の消費者のリーダー、そして消費者と行政のパイプ役として、得た知識や情報を広く啓発していただきます。



講義の様子

応募資格 成田市在住の18歳以上の消費者

募集人数 20名以内（選考あり）

申込期限 2月28日（火）

申込方法 所定の申込書に必要事項を記入のうえ、成田市役所商工課に直接提出してください。申込書及び募集要項を希望される方は、市ホームページ（<https://www.city.narita.chiba.jp/download/page152100.html>）または商工課（Tel:20-1622）までご連絡ください。

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時：月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時30分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター（成田市役所2階） ☎23-1161 ●